

## 森のおはなし

Column

## 「共用林野制度とコモンズ研究」

森林総合研究所東北支所 森林資源管理研究グループ

林 雅秀 Masahide Hayashi

国有林野内において地元住民の利用を慣習的に認めている共用林野は、国有林内に存在するローカルなコモンズの一形態であると考えられます。ここでは共用林野制度が国際的なコモンズ研究のなかでどのように理解されるのか、紹介したいと思います。

## ● コモンズとは何か

コモンズとは一言でいえば人々の共有の財産のことです。日本の入会林野はローカルなコモンズの代表例です。今年6月、山梨県北富士地域で国際コモンズ学会第14回世界大会が開催され、大会に関連したフィールド・トリップ、講演会、および学術セミナーなどのイベントが岩手県内で開催されました。山梨での本大会には国内外から800人前後の研究者や実践家が参集し、岩手での関連イベントには大会主催者の一人でコモンズ研究の権威でもあるマーガレット・マッキーン教授（米国・デューク大）が参加されました。

入会林野と聞くと古い制度と思われるかもしれませんが、そのようなコモンズがなぜ、世界の多くの研究者の関心を集めるのでしょうか。その理由の一つは、資源そのものが有する自然的・物理的な特質によっては、市場または政府による管理ではなく、コモンズとして資源利用者たちが自ら考えてその資源を管理するほうがうまくいく場合があるからです。誤解を恐れずに言えば、資源管理は、その資源を大切に使いたいと思っている人たちに任せるのがもっとも効率的という考え方です。これは、厳密に考えぬかれた理論研究と世界中のさまざまな資源管理問題についての膨大な量の実証研究に基づいて得られた、現時点での結論の一つです。昔はうまくいっていたからコモンズがよいなどという懐古的な考え方とは対極的で、きわめて合理的な方法で研究した結果、コモンズによる資源管理が適切なケースがあるとされています。コモンズ研究は市場や政府による管理を否定しているのではなく、市場による管理も政府による管理もうまくいかないケースが存在することを認め、そのようなケースではコモンズによる管理の可能性が検討されるべきであると考えます。

このようにコモンズ研究は、存在するさまざまな所有形態や制度のなかで、どの形態が資源管理にとってもっとも適切か、という問いに挑戦している比較的新しい学問分野だといえます。

## ● コモンズとしての共用林野

共用林野に指定されている森林は、法律上の所有権は

国にあります。地元の人たちが利用方法やルールを自ら考えてきました。例として私たちが数年前から調査を行っている福島県会津地方・只見町の共用林野を紹介します。只見町の共用林野では、少なくともこの数十年の間は山菜・キノコが最大の収穫物でした。町内では12の普通共用林野組合が組織され、それらのすべてで現在は行政区または集落と呼ばれている、近世の行政村（明治の合併前の村）が組織の単位です。同じ町内といっても、地形条件や気候条件が異なるため、昔から森林の利用の仕方は集落によって異なりました。雪食地形と呼ばれる低木林が多い集落ではゼンマイの採集が、またブナやナラなどの古い森林が多い集落ではナメコの栽培が盛んでした。それほど山奥でない集落では、山菜やキノコよりも伝統的な採草利用や薪炭利用が中心でした。そうした資源利用のタイプに応じて、その資源を持続的に利用するための細かなルールが、集落住民の合議によって定められてきました。小さなスケールの地域条件に応じて細やかにルールを設定し、また必要に応じてそれらを柔軟に変更することによって、森林からの収穫物が持続的に得られるよう住民たちは共用林野を利用・管理してきたのです。こうした事例では、集落内の個人にとってはルールを破ってフリーライドする誘因があったにもかかわらず、それを防ぐ仕組みを住民たち自らが考え出しました。個人による管理または政府による管理ではなく、集落住民の合議に基づく、いわば自己組織的な管理によって、多くの住民が森林からの便益を持続的に獲得することができたと考えられます。

すべての森林でこうした自己組織的な管理が適切だとは思われませんが、利用目的や面積的な条件によっては、そうした管理が長期的にみて森林資源の持続的な利用と環境維持に効果的な場合があると考えられます。



集落による共用林野管理を示す横断幕（福島県只見町）